



INDONESIA

インドネシア投資ガイド

1995年版



国際機関 **アセアンセンター**
(東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター)
インドネシア共和国投資調整庁(BKPM)

はじめに

近年、アジア太平洋地域の重要性が増している中で、その主軸となるアセアン諸国は地理的にも重要な位置を占めており、政治・経済面でのウエイトも非常に高まってきております。特に、世界経済が停滞しているこの時期においても、アセアン諸国は力強い経済成長を維持しております。

我が国とアセアン諸国の関係につきましても、1985年9月のプラザ合意以降、ドル安・円高のメリットを十分に享受した結果、産業の水平分業が進むこととなり、我が国からアセアン諸国への投資は我が国の景気停滞まで高い水準を保って参りました。またインドネシアにおける投資受け入れ額では、我が国が常に上位に位置しているなど、我が国とインドネシアは緊密な関係にあります。

更にインドネシア政府は、積極的な外資導入政策を推進しており、100%外資出資の認可や投資禁止分野の改訂等、大巾な規制緩和に積極的に取り組んでおります。

このような状況のもとで、本資料は、魅力ある投資先としてインドネシアを紹介するために、当センターとインドネシア共和国投資調整庁（BKPM）との間で、インドネシアに対する投資促進活動の一環として作成したものです。本資料がインドネシアへの投資を検討される方々への一助になれば幸いです。

1994年8月

国際機関アセアンセンター

(東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター)

事務総長 野村 豊

はじめに

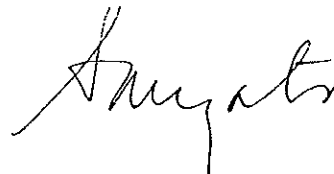
インドネシア政府は1967年の外国投資法制定以来、外国企業による直接投資を経済発展の重要な要素として、その誘致に努めてきております。その間、石油および一次産品の価格の変動といった国際経済環境が大きく変化するなかで、日本は常に最大の投資国であり、ODAでも貿易においても第一位であることもあいまって、当国の経済開発に大きく寄与してきております。

近年、アジア太平洋地域内の産業活動の再配置が急速に進み、投資および技術移転活動が活発化するなかで、インドネシア政府はさらなる経済発展を目指し、その投資環境の改善に力を注いできております。特にここ数年間、外国投資を促進するための産業インフラの整備、投資規制の緩和、必要手続きの簡素化などを図ってまいりました。

その結果、外国投資は1988年より毎年最高記録を更新する飛躍的な増加を続け、1990年には認可額が87.5億ドルに達しましたが、1986年以来の4年間に10.6倍に急増したことになります。その後も内外の環境が必ずしも順調でないなかで、高水準を維持しております。その間、日本からの投資も同様の伸びにより、外国投資全体の5分の1を占め、日本の民間直接投資の役割は、当国の経済発展にとってますます重要性を持つものとなっています。

この小冊子は、インドネシアの最近の投資環境を紹介し、日本から一層の投資を誘致するため、国際協力事業団(JICA)のご協力を得て作成されたものです。今回の刊行では最近の制度改正を踏まえて内容を改訂しました。何らかのご参考になれば幸いです。

1994年 8月



投資大臣 兼
投資調整庁 (BKPM) 長官
サニョト・サストロワルドヨ
Sanyoto Sastrowardoyo
Minister for Investment/

Chairman of Investment Coordinating Board-BKPM

目次

	頁
I. インドネシア経済の特徴と外国投資の動向	1
II. 外国投資制度の概要	
外国資本の保護	2
外国投資の要件	3
合併企業の許可	3
投資額又は資本金と出資比率の規定	3
操業中の外資系企業による別会社の設立	4
外資系企業による自社株の譲渡と他社株の取得	4
外資系企業による国内既存企業の株式取得	4
外資系パートナーによる自社株の買い増し	5
税制	5
外国為替管理・金融	5
EPTE(保税認可工場)	6
外資進出閉鎖分野	6
小規模企業留保分野	6
III. 投資調整庁(B K P M)	7
IV. 外国投資手続き	7
V. 外国投資関連法規の手引き	8
VI. 添付資料	
外資参入閉鎖分野(ネガティブ・リスト)	10
B K P M組織図	12
投資手続きの順序	13
日本からの新規投資案件(1993)	14
外資国別承認累積リスト(1967-15/5/1994)	15
外国投資法に基づいて設立された会社の株式所有	16
(政府規則NO.20/1994 1994年5月19日)	
外国投資関連法規の手引き	22

1. インドネシア経済の特徴と外国投資の動向

インドネシアは赤道に沿って東西 5,000kmにわたって広がる世界最大の島嶼国家で、国土面積は 190万平方kmで日本の約 5倍、人口は約1億9千万で世界第5位の大きさです。天然資源に恵まれ、石油、天然ガスを始め、石炭、錫、銅、ニッケル、ボーキサイト、砂鉄、マンガン等の鉱物資源は多様かつ豊富です。農産物としてはゴム、パーム・オイル、コーヒー、紅茶、砂糖等があり、また広大な海域からは魚介類、エビ等多種類の海産物が捕れます。カリマンタン、スラウェシ、西イリアン等の島々には豊富な森林資源があり、世界最大の合板輸出国であるほか、ラタン(籐)の原木は世界の 8割を生産するなど、開発の可能性は極めて大きなものです。

1868年の時点では、インドネシアは世界で最も貧しい国の一つで、当時の一人当たりの国民所得は80ドルでしたが、1980年代初頭には500ドルを越え、世界銀行の基準では中進国の部類に入るようになりました。一層の経済成長のためにも、農業セクターを中心とする産業構造から、一次産品だけに依存しない工業化経済へと進める努力を続けています。

インドネシアの経済成長は、従来石油収入に大きく依存していましたが、1970年代から1980年の始めまで高水準を維持していた石油価格は、その後急落低迷するに至り、政府は開発政策の練り直しと、優先順位の見直しを余儀なくされ、当国経済の石油収入への依存体質を改めるべく努力をしてきました。その結果、一次産品全般の価格低迷という逆境にもかかわらず、当国の経済発展に対する関係諸国、国際金融機関、外国ビジネス社会の信頼度が高まってきています。

これまでインドネシアは、農業および農村セクターの開発にその重点をおいてきました。かつては世界最大の米の輸入国でしたが、1980年初頭には米の自給を達成し、今や輸出余力を持つようになりました。これはインドネシアの 1億9千万の人口を考えると、容易な事ではないことを理解いただけたと思います。他方、工業開発を積極的に進め、この部門は今や国民経済の大きな基盤となっています。また同時に、経済開発に必要な産業基盤(インフラストラクチャー)である陸上交通、海運、航空路および通信網の建設、電力供給の増強などにも力を注いできました。

外国からの直接投資は、インドネシアの経済開発に大きな役割を果たしてきました。従来の外国投資案件は大きく二つのタイプに分けられます。ひとつは石油、鉱物資源、木材、農産物、海産物等の輸出向けに開発する「資源輸出指向型」であり、もう一方は自動車、電気製品、繊維、化学品等の国内消費を対象とした「国内市場指向型」です。インドネシアの外資政策は、引き続きこれらいずれのタイプの投資も歓迎していますが、最近では、豊富、安価、勤勉な労働力に着目した「加工輸外型」の投資が、主流を占めるようになりました。政府は石油、天然ガスに依存しない経済構造の構築という観点から、誘致に力を入れています。日本からの投資についてもほぼ同様で、日本あるいは第三国への輸出を目

的に、新規投資および既存設備の拡張投資が多くなっています。なかでもインドネシアを世界市場への新たな供給基地と位置付ける、企業戦略に基づく投資が増えています。

上述のような輸出指向への転換は、日本やアジアNIES諸国における通貨切り上げや、人手不足等、投資国側の事情によるところでもありますが、インドネシア政府が1980年代半ばの石油価格低迷を契機に、経済体質の改善、非石油・ガス製品の輸出拡大、外国投資の促進といった目的のため、一連の自由化政策を導入してきたことにも起因しています。その結果、1987年には非石油・ガス製品の総輸出額に占める割合は初めて50%を越え、工業製品の輸出は38%を占めるに至りました。また外国投資額についても、1987年から急増し始め、1990年には87.5億ドルと、4年間に10.5倍の伸びを記録、その後も高い水準を維持しています。

外国投資は1967年から1993年までの累積で676億ドルに達しましたが、そのうち139億ドルが日本からのものです。これは金額で外国投資全体の20.6%に当たり、香港、台湾、韓国、米国、英国などの諸国を大きく引き離しています。

上述の自由化政策(規制緩和政策)は常に見直しが行われており、随時改訂が行われています。1993年だけでも、すでに3回行われており、この投資案内は、最近の1994年5月19日に発表された規制緩和(政令20/1994号)、これに関連して6月27日、7月29日に発表された法条例を待って内容を更新しました。本来法令と言うものは、不遑及が原則ですが、今回の規制緩和は、既に認可済みの外資系企業にも適用されます。

II. 外国投資制度の概要

外国資本の保護

インドネシアは1967年に外国投資法を制定しましたが、この法律が外国資本に事業の経営を認め、その資本を保護し、輸入関税の免除等の優遇措置を与える法的根拠になっています。また利潤の海外送金、所有権の移転、および国有化等の措置に対する外国資産の保障、外国人技術者雇用の可能性などを規定しています。

投資に関する紛争などの場合には、国際投資紛争解決センター(ICSID)の場で、その解決を図ることが、法律で認められています。また当国は世界銀行の下部組織である、他国間投資保証機関(Multilateral Investment Guarantee Agency-MIGA)に参加しており、民間投資の非商業リスクについては、このMIGAの保証を受けることが出来ます。知的所有権の保護については、商標法(1992)、著作権法(1982、1987)、特許法(1989)が制定されています。さらに日本との間では、二重課税防止条約を1982年に結んでいます。

外国投資の要件

外国投資はインドネシアの法律に基づく株式会社 (Perseroan Terbatas-P.T.) を設立することになっています。外国投資法では、外国資本により設立された会社を、PMA企業 (Penanaman Modal Asing) と呼び、他の国内企業と別の資格を与え、外国側出資比率のついては後述のように、きわめて緩やかな規定があります。

当国が外国投資に期待するところは、国の産業の発展と経済開発に資することであり、国内の資本、あるいは人材によって果たせない役割を果たして貰うことにあります。この為、外国の投資家にとって、インドネシアを魅力ある投資市場とするために、政府は外資導入政策の改善に、極めて積極的に取り組んでいます。

合併企業の認可

個人または法人の(今回、個人資本家の投資が認められた)外国資本による企業の設立は、大統領の認可事項であって、その手続きの窓口は投資調整庁(BKPM)です。ただし石油、金融部門はそれぞれの関係省庁が担当しています。PMA企業の認可期間は、商業生産開始後30年間ですが、経営が拡大しておれば、30年の延長が可能です。また当該企業が雇用の増大、輸出振興、環境保全などの面で、国家経済に明らかに好影響を与えていれば、さらに30年の延長をBKPMに申請することができます。

投資額又は資本金と出資比率の規定(1994年政令第20号に基づく)

従来、対インドネシア外国直接投資の大きな問題点と見られて来た、インドネシア側パートナーとの合併義務、操業20年以内のインドネシア側への株式の過半数譲渡義務が、上記政令第20号で、抜本的に改められました。

今回、新たに外資の参入を認められた、後述の特定重要産業分野以外については、総投資額、資本金、立地場所、輸出向け/内需用の如何にかかわらず、当初15年間、外資側が株式の100%を保有することができます。15年後には、その一部をインドネシアの個人又は法人に、直接または株式市場を通して譲渡する義務はありますが、その率については、特に規定されていません。

上記の100%/15年ルールと平行して、外資が、特定9分野の重要事業 - 即ち、港湾、発送配電、通信、海運、航空、飲料水、鉄道、原子力発電、マスメディア - に参入する場合には、当初からインドネシア側パートナーと、合併企業を設立する必要があり、其の際の投資比率は、外資側最高95%、インドネシア側最低5%となっています。この場合、当初の比率以上の、インドネシア側への譲渡義務は無くなりました。ただし将来インドネシア側の5%を割り込む事と、インドネシア側総合比率が初めから、又は追加引き受けによって一旦到達した持株比率を割り込むことはできません。この条件さえ満たせば、インドネシア側株主の交替(肩代わり)は認められます。

操業中の外資系企業による別会社の設立:

既に商業生産を開始している外資系企業は、別会社を新たに設立することができます。

この新会社の株主のなかに、親会社の既存株主以外の、新しい外国株主が含まれていると、新会社のステータスは外資系企業(PMA)となります。そうではなくて、外資系の親会社が100%株式を保有するか、親会社以外の株主がインドネシアの個人または法人の場合、この新会社のステータスは国内企業(PMDN)となります。

外資系企業による自社株の譲渡と他社株の取得

操業中または法人資格を既にもつ(設立登記済み)外資系企業は、株主総会の議決を経て、自社株を他者に直接または株式市場を通して売却できます。操業開始前または未だ法人資格のない(設立登記前)外資系企業も、大統領承認通知書(SPPP)記載の、全投資家の同意があれば、株主権を他者に売却できます。

インドネシア資本との合弁で、既に恒久営業許可(IZIN USAHA TETAP-略してIUT)を得て操業中の外資系企業は、外の株式会社(PT)の株式を取得できます。取得の対象となる企業は、既に操業中のものと、操業前だが設立登記済みの企業です。取得は直接取得または株式市場を通して行います。ただし、直接取得の場合、対象企業の業種が、外資に開放されたものに限ります。合弁外資系企業に、株式を取得された企業のステータスに、変更はありません。株式を取得される側の企業が、操業開始前、あるいは設立登記前で、なおかつBKPM発行の投資認可書の有効期限内の場合は、設立発起人が株主構成の変更をすることができます。

外国投資家による国内既存企業の株式取得:

個人、法人の別なく、海外投資家は、外資参入開放分野に限って、インドネシアの既存の株式会社の株式を、最高95%まで(残りはインドネシア側)まで取得できます。取得対象となる企業は、すでに操業中のものか、設立登記済みの企業です。取得は直接、または株式市場を通して行います。取得が認められる理由として、(イ)建設工事を放棄しないため(ロ)借入金を資本金に繰り入れるため(ハ)販路拡張のため(ニ)輸出増または技術革新のためなど、企業の体質改善につながる動機が必要です。ここで述べた株式取得によって、被取得企業のステータスは変わりません。

外国投資家によって、株式を取得されたインドネシア企業が、そのステータスを外資系企業に変更を希望する場合、また被取得企業が外資系、内資系のいずれでもなく、そのステータスを外資系企業に変更を希望する場合、もう一つ、もと外資系企業で、その100%の株式がインドネシア政府、または個人、法人によって取得され、そのステータスを内資企業に変更する場合、いずれもBKPMの認可が要ります。

外資系パートナーによる自社株の買い増し:

前に述べたように、政令 No. 20/1994が公布された、1994年5月19日以前に、すでに設立、操業中の外資系企業も、この政令の諸規定を、遡及適用できます。したがって、これらの外資系企業のなかで、商業生産開始後15年未満の場合、インドネシア側パートナーの同意があれば、その外資系パートナーが株式を100%まで買い増すことができます。ただし外資による株式保有比率に、規制がある分野は適用外です。

税制

外資合弁企業に対しては、税制上の恩典として、設備機器の輸入に際し、輸入関税が免除されます。スペア・パーツについても、本体機器の価格の5%までが免除となり、補助機材に対しては、50%の減額になります。さらに、生産能力の2年間分の原材料、部品の輸入について、関税が5%以下の品目は関税を全額、これを越えるものは半額が免除になります。輸出目的の原材料の輸入については、将来にわたって関税が免除または還付される制度があり、そのための手続きの迅速化が図られています。なお関税率の引き下げ、非関税障壁の除去など大幅な自由化措置が、ここ数年、年毎に実施されています。

法人税に関しては、1984年の税制改革によって、最高税率は下がり、課税所得額によって、15%、25%、35%の3段階になっています。また一般の機械設備の減価償却は、25%の定率法が適用されています。

物品の売買、役務の提供には、通常10%の付加価値税(VAT)が課税されますが、次に述べる貨物の移動については、免除、または将来の支払い保証を当局に差し入れる事によって、支払いを保留することが認められます。国内の下請け企業が保税地区、またはEPTE(次項参照)認可工場へ加工のために搬入する場合、保税地域/EPTE、保税地区間、EPTE間の搬出入等のほか、保税地区内とEPTE工場による輸入や、委託加工のための貨物や、修理のための製造機械などを、一般課税地域との間に、搬出入する場合等です。輸出下請け企業にとっては、特に大事なことから、ジャカルタに駐在している邦人の公認会計士、または、かれらの日本の事務所から、さらに詳しい内容を聞かれることをおすすめします。

外国為替管理・金融

インドネシアでは外国為替手続きに制限はありませんので、いかなる通貨、いかなる金額であろうと、持ち込み、持ち出しは自由です。これは発展途上国においては極めて稀なことです。さらにインドネシア中央銀行(Bank Indonesia)は、企業に対して“SWAP”制度を提供しており、現地通貨の切り下げに対する、為替リスクをヘッジすることを可能にしています。また国立商業銀行からのルピア建ての融資についても、外資側の比率が49%以下(現地側が過半数をもつ)であれば、国内企業と同等に受けることができます。

E P T E

Export oriented production entrepots (略称 EPTE)は、日本の保税工場に酷似した制度で、大蔵大臣に申請してEPTEの認定を受け、付帯制限条項のもとで、国外、国内の他の保税区域、EPTE、およびその他の国内地域からの物資を、輸出品として加工するために、通関、租税、輸入手続きについて、特別の減免措置が与えられた企業です。

保税区域内企業とEPTEの国内向け供給

保税区域内に立地した企業およびEPTEは、特定製品の輸出実績の4分の1を限度として正規の輸入手続きを踏んだうえで、国内向けに販売することが出来ます。更に製品を国内の保税区域内の他企業および他のEPTEに全量供給することが出来、このさい、輸入手続きは不要で、なおかつ付加価値税(略称PPN)、取引高税(PPnBM)が免除されます。更に保税区域内の企業またはEPTEから、保税区域外の下請け工場に加工に出す場合、加工後製品を引き取る場合も共にPPNとPPnBMは免除されます。

外資進出閉鎖分野

今回の政令第20号で、外資企業は、インドネシア側パートナーと合弁企業を設立すれば、港湾、発電、送配電、通信、海運、空輸、上水道、公共鉄道、原子力発電、マスメディア等の特定公益事業に、参入できるようになりました。

外国および内国投資に対して、参入を禁止している分野は「投資閉鎖分野表 (Daftar Negatif Investasi, 俗称 DNI)」に示されています。いわゆる投資ネガティブリストですが、最新のものは1993年 6月 10日に発表され、33業種が記載されています。ただし、それらの多くは、特定の条件の下では開放(投資が可能)となります。8頁の表は、投資閉鎖分野を便宜上業種別に整理し、開放条件などを示したものです。個々の業種について詳しくは投資調整庁にお問い合わせください。

小規模企業留保分野

上記の投資ネガティブリストにあわせて、小規模企業留保分野表が発表されています。最新のものは、やはり1993年6月10日付けのもので、37業種が記載されています。そのほとんどはインドネシアの伝統産業の分野です。外国投資企業も、これらの業種に参入することは可能ですが、生産工程の一部を小規模企業に外注し、経営、技術、機械、資金等に関して、その企業を支援することが義務付けられます。なお小規模企業とは土地、建物を除く資産が、6億ルピア(約3千万円)以下の企業とされています。

III. 投資調整庁 (BKPM)

投資調整庁 (Badan Koordinasi Penanaman Modal, 略してBKPM。英語では Investment Coordinating Board) は、1973年に大統領直轄の庁 (agency) として設立され、数度の機構改革を経て、現在の組織事業内容に至りました(10頁の組織図参照)。BKPMはインドネシアの投資申請手続きの窓口で、開発計画に沿って、各省庁と民間投資について調整を行い、投資案件の許認可業務を担当し、さらに合弁企業のスムーズな設立と運営を支援する役割を担っています。

BKPMは投資家に対して、事業の設立の認可、輸入関税免除、外国人職員の査証取得等の手続きの窓口として、ワン・ストップ・サービスを提供しています。政府はこれら手続き業務の簡素化に努め、大統領の認可事項である、外国投資認可に要する時間は、申請書の提出から約 17日間です。また、地方には各州27カ所に、州知事直轄のBKPM-Dがあり、各地における投資家へのサービスを提供しています。

IV. 外国投資手続き

以下の手続きは1993年10月の制度改訂以後のものであります。なお工業団地、保税地区に立地する場合は、以下とは幾分異なります。11頁の「投資手続きのフロー」を参照ください。

1. 投資認可の取得

外国投資認可申請は、申請書(Model 1/PMA) に沿って英文で作成し、以下の添付書類とともに4部作成し、BKPMに提出します(オリジナル 1部、他はコピーでよい)。

- 1) 外資企業の定款(英語又はインドネシア語)
- 2) 製造プロセス説明書、製造フロー図、原料・副原料の種類表(製造業の場合)
- 3) 予定業務活動の説明(サービス業種の場合)
- 4) (当初から合弁を組む場合は)全パートナー署名済みの合弁契約書
- 5) 委任状(申請書の署名を第三者がする場合)
- 6) (当初から合弁を組む場合は) インドネシア側パートナーの定款(会社の場合)、組織規定(組合の場合)、身元証明書(個人の場合)
- 7) (当初から合弁を組む場合は)インドネシア側パートナーの納税登録番号(NPWP)

BKPMは上記書類を受理後、内部審査の上、大統領に承認伺いをだし、承認されれば大統領承認通知書 (SPP President 又は SPPP と略称) を発行します。通常、提出書類に不備がなければ、約6週間でSPPPは投資企業に発行されます。

2. 投資の実施にかかわる許可の取得

SPPPが発行されると、法務局へ会社設立の申請を行う事ができ、これが受理されると、新会社の名において営業活動が開始できます。

業種および事業内容によっては、SPPPが環境アセスメントを義務付け、投資実施の前提条件として、同レポートの承認を受けることが必要となる場合があります。

外国人役職員の入国査証や、労働許可を取得する前段階として、雇用計画 (Manpower Plan) を、SPPP発行から3カ月以内にBKPMに提出します。これが承認された後、各役職員の査証発行につきBKPMに申請します。入国後 3日以内に地方入国管理局に滞在許可(KIMS)を申請、その取得後、州投資調整局(BKPM-D)に労働許可(IKTA)の申請を行います。

設備機器や同スペア・パーツの輸入関税免除の申請には、資本財マスターリスト (Model IV) を P. T. Sucofindo (政府が輸入審査業務を委託している会社) に提出します。日本等における、船積み前の検査を SGS(Societe General de Surveillance) 社が行います。機材等を自ら輸入する場合は、BKPMに限定輸入業者証明(APIT) を申請します。ただし、保税地区およびEPTEに搬入する目的で、積み出される貨物については、SGSによる船積前現品検査は免除されています。

立地許可(Location Permit)は所在地の県又は市の土地局より、また建設許可(IMB)は県または市の公共事業所より取得します。

3. 建設・試運転

SPPP発行後は建設中も年2回、その進捗状況をBKPMに報告します。建設が75%程度進んだ段階 (又は少なくとも 1生産ラインが完成した時点) で原材料の輸入関税免除申請のため、原材料マスターリスト(機器と同じ書式 Model IV を使用する)を、P. T. Sucofindoに提出します。建設が完了し商業生産に入る時に、恒久的操業認可(IUT) をBKPM-Dに申請します。

4. 商業生産

原則としてSPPP発行から 3年以内に、商業生産を開始することになっています。商業生産開始後も年 2回、建設中と同じ書式を用いて操業報告を行います。

V. 外国投資関連法規の手引き

日本の投資家の中で、外国投資関連事項について、インドネシア政府の担当官に直接聞いた訳でもなく、また該当事項について関するインドネシア政府の関係法規の条文を読ま

ずに、誤った風聞に惑わされて無駄な心配をして、BKPMに相談に来られる方がかなりあります。このような事をなるべく減らすことの一助になればと思い、この投資案内の終わりの方(16頁)に、外国投資に付いて関係政府当局が出して居る法令、条例、通達等の索引を、「外国投資関連法規の手引き」として添付しました。この索引で外国投資関連の疑問事項の根拠となっている、政令、通達などの番号と名称が分かり、なおかつその条文を、実際に読んでみたいと望まれる投資家は、CAF (Commercial Advisory Foundation in Indonesia “Tel 322082, 324487, 337539:Fax 3146027”) または Business News (Tel 361399, Fax 354280)から英文に翻訳したものを、買い求めることができます。

インドネシアへの投資に関する問い合わせ先

- 1) Japanese Investment Advisor
Room No. 402
Investment Coordinating Board (BKPM)
Jalan Gatot Subroto No. 44
Jakarta Selatan, Indonesia
(Tel. 5202052, 5202053:Fax. 5202048)
- 2) アセアンセンター投資部
東京都中央区銀座 4-10-3 セントラルビル
(電話 03-3546-2031, ファックス 03-3546-9050)
- 3) インドネシア大使館経済部
東京都品川区東五反田 5-2-9
(電話 03-3441-4201/7)

外資参入閉鎖分野

(1993年投資ネガティブリスト要約)

農林水産分野

- (1) 森林伐採請負業(内外資ともに無条件閉鎖)[V-29]
- (2) 海綿の採取と利用(同上)[V-31]

食品・嗜好品分野

- (3) 粉ミルク・コンデンスミルク(牧畜業と一貫生産の場合のみ開放)[I-1]
- (4) 食用パームオイル(原料供給の保証ある場合のみ開放)[I-2]
- (5) 人工甘味料-チクロ、サッカリン(製品の100%を輸出し、且つ新設、拡張共に保税地域またはEPTEに立地の場合のみ開放)[III-17]
- (6) 蒸留酒とその他のアルコール飲料(同上)[III-18]
- (7) 機械巻きシガレット(新設で製品の65%以上を輸出する場合のみ開放)[II-14]
- (8) "Ganja"(大麻の一種)と類似品(内外資共に無条件閉鎖)[V-32]

木材製品分野

- (9) ブロック・ボード(廃材を原料とする場合のみ開放)[I-3]
- (10) 製材所(東チモールまたはイリアン・ジャヤに立地の場合のみ開放)[I-4]
- (11) 普通の合板(同上)[I-5]
- (12) ラタンの半製品と完成品(ジャワ島以外に立地の場合のみ開放)[I-6]
- (13) マングローブ樹材半製品と完成品(植林と一貫生産の場合のみ開放)[I-7]
- (14) ローター・ベニヤ(内外資共に無条件閉鎖)[V-3]

紙・パルプ分野

- (15) 有価証券の印刷(造幣公社のみに開放)[I-8]

化学品分野

- (16) エチールアルコール(工業用-technical gradeのみ開放)[I-9]
- (17) 爆薬と類似品(P. T. DAHANA-独占企業 のみに開放)[I-10]
- (18) 爆竹・花火(製品の100%輸出、且つ新設、拡張共に保税地域またはEPTEに立地する場合のみ開放)[III-19]
- (19) 医薬品調剤・伝統医薬品-生薬(製品の65%以上輸出する場合のみ開放)[II-6]
- (20) 使い捨てライター(製品の100%輸出、且つ新設、拡張共に保税地域又はEPTEに立地する場合のみ開放)[III-20]
- (21) Penta Chlorophenol, Dichloro Diphenil Trichloro Ethane-DDT, Dieldrin, Chlordane(内外資共に無条件閉鎖)[V-33]

金属製品・機械製造分野

- (22) 汎用ボイラー(少なくとも既存国内同業他社と同水準の加工度を達成する場合のみ開放)[I-11]
- (23) 自動車(下記の車種に限る。開放条件は汎用ボイラーと同じ)[I-12]
 - a. 中型・軽トラック、ピックアップ、バス、ミニバス
 - b. 多目的車、ジープ
 - c. セダン乗用車、ステーションワゴン
 - d. 二輪車
- (24) 航空機関係(下記機種のみ、Nusantara Aircraft Industryのみ、又は同社と協同の場合のみ開放)[I-13]
 - a. 輸送用ジェット機とプロペラ機
 - b. ヘリコプター
 - c. 航空機エンジン(ピストン・エンジン、ターボ・ジェット、ターボ・プロペラその他のガス・ターボ、ラム・ジェット、パルス・ジェット、ターボ・ファン)
 - d. 航空機用機器、付属品、航空機/ヘリ用プロペラ、着陸装置

サービス業

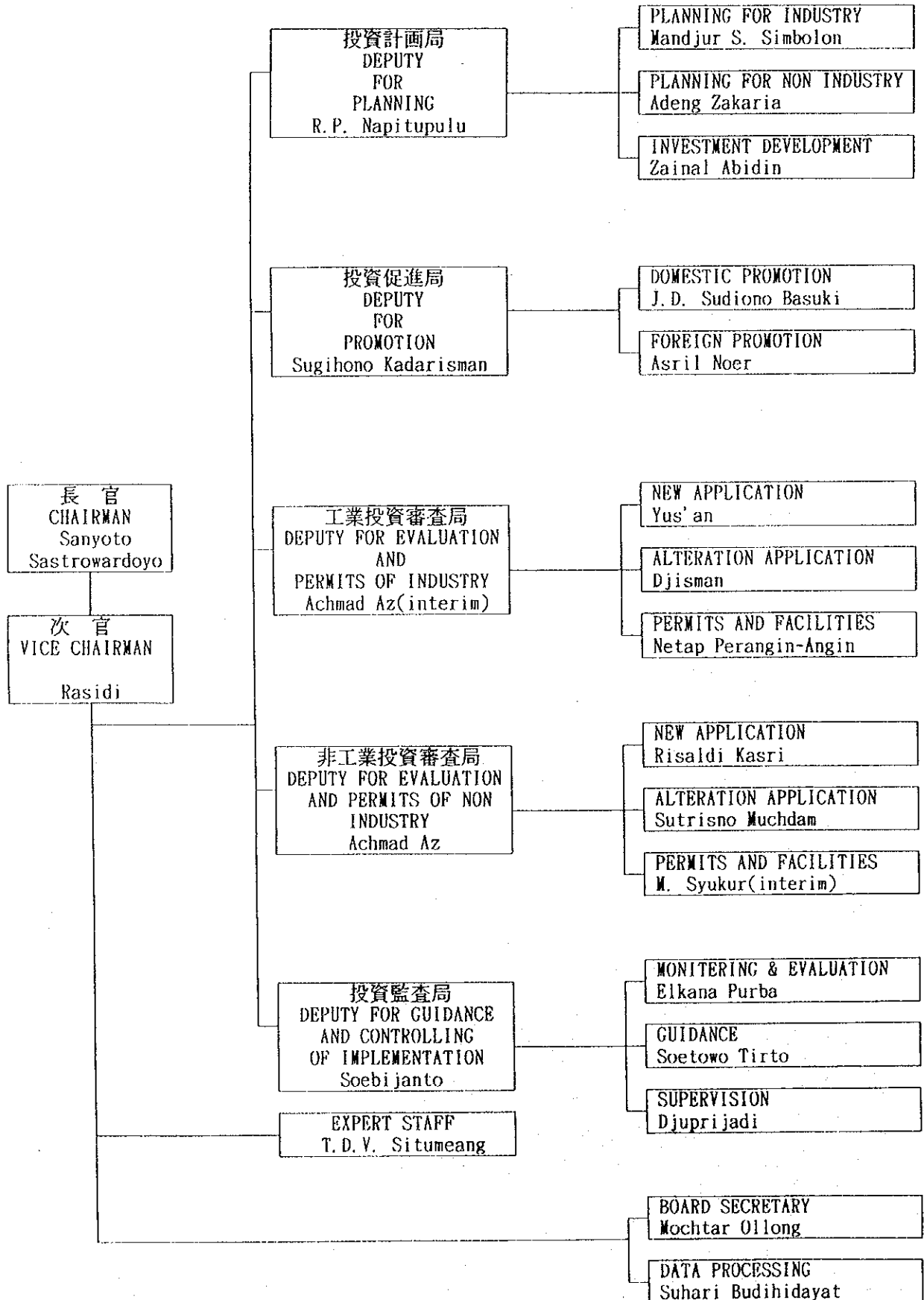
- (25) バス/タクシー業(外資には無条件に閉鎖)[IV-21]
- (26) 地方民営小規模海運業(同上)[IV-22]
- (27) 定期/チャーター航空(同上)[IV-23]
- (28) 空港内での航空機整備と必要機材の製作(同上)[IV-24]
- (29) 小売業(同上)[IV-25]
- (30) 商業広告業(同上)[IV-26]
- (31) 民間テレビ/ラジオ放送(同上)[IV-27]
- (32) 映画館(同上)[IV-28]
- (33) 賭博場(内外資共に無条件閉鎖)[V-30]

(注)a. カギ括弧内は原リストにおける各業種のグループ番号および通し番号。

b. 以下の業種が今回のリストから除かれた(外資に開放)。

- 1 親鶏生産のための血統鶏の飼育
- 2 最終株生産のための親鶏の飼育
- 3 血統鶏生産用血統鶏・優良鶏の飼育
- 4 自動車用以外の内燃ピストンエンジン
- 5 75~100馬力のブルドーザー等重機械
- 6 三輪自動車

B K P M組織図(1994年8月現在)



投資手続きの順序

(1993年10月現在)

1. 投資認可取得

① 投資企業 - 外国投資認可申請書(Model-1/PMA), 必要書類を添付して4部BKPMに提出

② BKPM - 審査のうえ、大統領府に伺い

③ 大統領府 - 承認

④ BKPM - 大統領承認通知書(SPPP)を投資企業に発給

(①-④の所要期間4~6週間を目標にしている)

2. 外国人の雇用、機材の輸入等の許認可取得

① 投資企業 - SPPP発給後3カ月以内に雇用計画(Manpower Plan)を提出

② BKPM - 雇用計画承認

③ 投資企業 - 査証発給をBKPMに申請

④ BKPM - 移民局経由、東京のインドネシア大使館にビザ発給依頼

⑤ 投資企業 - ビザ受給、インドネシア入国後3日以内に地方移民局に滞在許可(KIMS)を申請

(③-⑤所要日数1週間程度)

⑥ 地方移民局 - 滞在許可発給(⑤-⑥所要日数1週間程度)

⑦ 投資企業 - 州投資調整局(BKPMD)に労働許可(IKTA)申請

⑧ BKPMD - 労働許可発給(⑦-⑧所要日数1週間程度)

⑨ 投資企業 - 資本財マスターリスト(Model Y)をSucofindoへ、限定輸入者証明(APIT)をBKPMに申請

⑩ SUCOFINDO - Model Y と APIT を審査
BKPM

⑪ 投資企業 - BKPMより関税減免許可取得(⑩-⑪所要日数、申請後通常1カ月程度)

3. 立地及び建設に関する許可の取得

① 投資企業 - 立地許可(Location Permit)を管轄の市(Kotamadya)又は県(Kabupaten)の土地局に、建設許可(IMB)を同じ地域の公共事業所に申請

② 土地局 - Location Permit, IMB 審査
公共事業所

③ 投資企業 - Location Permit, IMB 取得

4. 建設・試運転

① 投資企業 - 年2回、建設期間中の報告をBKPMへ、原材料マスターリストをSucofindoへ提出、恒久操業許可(IUT)をBKPMに申請

5. 商業生産(SPPP発給より3年以内に開始が原則)

日本からの新規投資案件
(1993年1月-12月)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
1. 西ジャワ	2,500	STEEL CONNECTOR	9,000	5,850	TON	5	48
2. 南スラウェシ	3,056	FROZEN BLACK SHARP	100	100	TON	7	105
		BLACK SHARP OIL	100	100	TON		
3. リヤウ	52,011	コンドミューム	58		UNIT	39	221
		ゴルフ・コース	18		HOLE		
4. ジャカルタ	2,550	海運・コンテナ				5	63
5. ジャカルタ	1,000	輸出商社				6	30
6. ジャカルタ	1,000	BROADCASTING				11	12
7. 西ジャワ	722	水処理タンク	500	500	TON	3	54
8. ジャカルタ	1,200	販売エージェント				6	21
9. 中部ジャワ	834	ELASTIC WEAVING	18,750	16,875	TON	4	51
10. 西ジャワ	1,000	EMBROIDERY	104,167		DOZ	4	61
11. 西ジャワ	2,564	DYED YARN	2,400	2,400	TON	5	303
12. 東ジャワ	3,500	SLITTER & SMEARING	10,000	3,000	TON	6	32
13. 西ジャワ	1,000	MATCH COLOUR PIGMENT	5		TON	16	102
		PLASTIC COLOURING CO	3,500	350	TON		
		PLASTIC NATURAL COMP	1,200	120	TON		
		PLASTIC CONCENTRATED	360		TON		
14. 西ジャワ	1,000	SPEAKER SUSPENSION	120MIL	66MIL	PCS	3	55
15. 西ジャワ	6,400	パブル・ガム	2,200	220	TON	6	123
16. ジャカルタ	1,000	建設業				6	22
17. 西ジャワ	11,581	SPEAKER	36.1MIL	23.5MIL	PCS	16	1,023
		AUDIO TRANSFORMATOR	0.2MIL		PCS		
		COIL	0.2MIL		PCS		
		VOLUME REGULATOR	4MIL		PCS		
18. 東ジャワ	12,500	粉末クロレラ	300	300	TON	17	123
19. 西ジャワ	1,679	自動車用鋳物	1,200	180	TON	2	16
20. ジャカルタ	1,150	輸出商社				4	13
21. ジャカルタ	1,250	流通業				5	210
22. ジャカルタ	2,500	貸し工場				5	51
23. 西ジャワ	5,000	寝台用材	1,125	1,125	M3	14	301
		机	500	599	M3		
		木枠、床材ほか	1,125	1,125	M3		
24. 西ジャワ	5,000	ドラム缶	1.8MIL	0.54MIL	SET	3	52
25. 西ジャワ	2,091	ニット織物	261,000		KG	8	104
		縫製品	25,000	25,000	DOZ		
26. 西ジャワ	6,800	FLASTOMER SWITCHES	9.6MIL	9.6MIL	PCS	11	151
27. ジャカルタ	1,000	輸出商社				6	23
28. 西ジャワ	10,000	SODIUM SILICATE	30,000	3,000	TON	10	60
		ZEOLITE					
29. 東ジャワ	600	COATING WOODEN	1,200	1,200	M3	4	77
		INTERIOR					
30. 中部ジャワ	1,350	耐火煉瓦	12,000	4,800	TON	6	103
31. 西ジャワ	11,500	VCR ACCESSORIES	300,000		PCS	29	801
		VCR COMP. PARTS	600,000		PCS		
		PC BOARD	163,000		PCS		
32. 西ジャワ	80,000	POLYETHYLENE TERE-	40,000	14,000	TON	24	103
		ORTHANOL					
33. 西ジャワ	18,100	MECHANICAL ELECTR-	6,600	3,168	TON	23	601
		ONIC CASING					
34. 西ジャワ	8,650	各種プラスチック製品	2,230	1,460	TON	12	324
35. 西ジャワ	32,500	スポーツ・センター他					
36. 西ジャカルタ	1,000	輸出商社				9	11
37. 西ジャカルタ	1,199	鋼材二次加工	620		TON	6	20
38. 西ジャカルタ	500	輸出商社				7	15
39. 西ジャカルタ	250	建築コンサルタント				7	15
40. 西ジャワ	6,000	即席めん	1,025		TON	3	95
41. 西ジャワ	2,300	縫製品	80,000	64,000	DOZ	6	136
42. 西ジャワ	5,200	コンテナ・ターミナル				8	83
43. 北スラウェシ	312	パニラ	10	10	TON	5	70
44. 西ジャカルタ	1,000	建設業				16	101
45. 西ジャワ	10,000	硫酸肥料	240,000	168,000	TON	7	253
46. 西ジャワ	2,930	ラジエーター	36,000	28,200	PCS	9	103
47. リヤウ	2,000	RESISTANCE ELEMENTS	100MIL	100MIL	PCS	5	107
		POTENTIOMETERES	70MIL	70MIL	PCS		
		スイッチ	40MIL	40MIL	PCS		
		INTEGRATED CONTROLS	10MIL	10MIL	PCS		
48. リヤウ	5,750	PLATFORMS	2,000	2,000	TON	15	230

注: A) 出所=BKPM
 B) 認可順
 C) 拡張増資を含まず
 D) 製品又は業務内容の誤訳を避けるため、邦訳せず英語名のまま残したものもある。
 E) 項目内容: (1)立地場所 (2)投資額(1,000米ドル) (3)製品又は業務 (4)生産量
 (5)輸出量 (6)単位 (7)外国人雇用数 (8)インドネシア人雇用数

外資国別承認累積リスト

(1967-15/5/1994)

No.	国名	案件数	投資額 (100万ドル)	%
1	日本	603	14,793.2	19.8
2	台湾	283	8,448.1	11.3
3	香港	272	6,112.7	8.2
4	シンガポール	274	4,293.4	5.7
5	アメリカ	161	3,694.6	4.9
6	韓国	303	3,660.7	4.9
7	英国	136	3,329.1	4.5
8	オランダ	114	2,636.6	3.5
9	ドイツ	60	1,949.0	2.6
10	オーストラリア	147	1,540.9	2.1
11	ルクセンブルグ	2	817.7	1.1
12	スイス	40	594.9	0.8
13	パナマ	24	527.9	0.7
14	フランス	38	464.3	0.6
15	リベリア	11	430.2	0.6
16	ベルギー	21	292.8	0.4
17	ノルウェー	7	241.1	0.3
18	インド	14	225.0	0.3
19	マレーシア	35	182.7	0.2
20	ブルネイ	1	170.0	0.2
21	中国	22	147.4	0.2
22	カナダ	17	115.4	0.2
23	デンマーク	15	105.7	0.1
24	タイ	16	100.1	0.1
25	バハマ	5	86.6	0.1
26	フィンランド	4	62.0	0.1
27	スペイン	4	59.8	0.1
28	バーミューダ	1	56.2	0.1
29	スウェーデン	6	54.5	0.1
30	フィリピン	6	44.8	0.1
31	イタリア	8	24.5	0.0
32	ニュージーランド	7	23.2	0.0
33	旧ソ聯	1	12.8	0.0
34	アイルランド	0	11.0	0.0
35	オーストリア	4	9.7	0.0
36	チェコ	1	8.7	0.0
37	ナイジェリア	3	3.0	0.0
38	スリランカ	1	1.5	0.0
39	パキスタン	1	1.0	0.0
40	ヨルダン	1	1.0	0.0
41	イエーメン	1	1.0	0.0
42	ガーナ	1	1.0	0.0
43	2国以上共同	194	19,445.8	26.0
	合計	2,865	74,781.6	100.0

注: 1) 石油、天然ガス、金融を除く。

2) 案件数の累計は、新規案件に合併、形態変更を加減したうえで、認可取り消しを差し引いたもの。投資額は新規案件、拡張、変更の合計に、合併、形態変更を加減したものから、認可取り消しを差し引いたもの。

3) 修正済みの数字。

外国投資法に基づいて設立された会社の株式所有

(政府規則 NO. 20/1994 1994年5月19日)

- a. 経済活動の拡大、促進の活性化と、全般的な国家開発を推進する枠組みの中において、事業環境の安定と外国資本投資の継続を一層保証されたものとするための方策が必要である。
- b. この目的のためには、政府規則 NO. 50/1993に規定された、外国投資法のもとに設立された企業の株式所有に関し、条項を改善する事が必要であると考えられる。

参 照

1. 1945年憲法 第5条 第2項
2. 1970年 NO. 11 (1970年法令集 NO. 46、法令集付属 NO. 2943) によりすでに修正された、1967年外国投資法 NO. 1 (1967年法令集 NO. 1、法令集付属 NO. 2818)

インドネシア共和国大統領は、

外国投資法に基づいて設立された企業の株式所有を以下のように、規定することを決定する。

第1条 外国資本投資の承認は、インドネシアに所在し、インドネシアの法律に基き有限会社として設立された、外国資本会社の設立の枠組みの中で行われる。

第2条

- (1) 外国資本投資は、下記の形態により行われる。
 - a. 外国資本とインドネシア市民、または、インドネシアの法定組織 (Indonesian Statutory Bodies) との合弁会社
 - b. 外国人または、外国の法定組織に100%の株式所有された、直接投資
- (2) 外国投資法に基く、資本投資の額は、関連の事業活動の経済的実現可能性に基づき決定される。

第3条

- (1) 外国投資法の下に設立された会社は、商業生産開始から30年間の事業免許が与えられる。
- (2) 事業免許は、(1)に規定される企業が、国家開発と経済に有益な活動を続けていると思われれば、投資資金移動担当国務大臣兼投資調整庁長官 (以下担当国務大臣) により更新される。
- (3) 担当国務大臣は、関連の大臣との協議に基き事業免許の更新に関して、関連条項の規定を行う。

第4条

- (1) 外国投資法の下に設立された企業の事業活動は、インドネシア共和国の領域内で行われること。
- (2) 保税地域または、工業団地の所在する地域においては、企業の事業活動は、これらの地域で優先して行われること。

第5条

- (1) 第2条(1)aに基き設立された企業は、国家を活性化し、港湾、発電、一般への電気の供給と送電、通信、海運、航空、飲料水の供給、公共鉄道、原子力エネルギー、マスメディアなど、多数の国民の生活に関与する分野の事業活動を行う事が許可される。
- (2) 第2条(1)bに基き設立された企業は、上記(1)に規定された、事業活動を行うことは、許可されない。

第6条

- (1) 第2条(1)aに基き設立された企業では、設立時に全払い込み株式の最低5%を、インドネシア側パートナーが、所有すること。
- (2) 上記(1)に規定された総額を越えた株式の、インドネシア国民または、インドネシア国民により株式資本が所有されているインドネシアの法定組織への売却は、関係者の同意による直接所有または、地元の資本市場を通じて行われる。

第7条

- (1) 第2条(1)bに基き設立された企業は、商業生産開始以降、15年以内に、インドネシア国民または、インドネシア国民により株式資本が所有されているインドネシアの組織へ、直接所有または、地元の資本市場を通じて株式の一部を売却しなければならない。
- (2) 企業のステイタスは、上記(1)の株式の委譲により変更されることはない。

第8条

- (1) 外国投資法のもとに設立され、商業生産をおこなっている企業は、増資を行う事に付随して、次のことが許可される。
 - a. 新会社の設立。
 - b. 内国投資法に基づき設立された既存の会社、外国投資法、内国投資法のどちらにも基づかない会社の株式を、その会社が商業生産を行っているかどうかに関わりなく、地元の資本市場を通じて購入ができる。
- (2) 上記(1)bに規定する株式は、第2条(1)aに従い設立された企業の関係者の同意のもとに直接所有を通じて購入する事もできる。
- (3) 上記(1)と(2)に言うところの株式の購入は、その会社の事業が外国資本投資に対して開放された分野である時に実行できる。

(4) 上記(1) bに言うところの、株式の購入によって企業のステイタスが変更されることはない。

第9条

- (1) 外国の法定組織は、外国投資法に基づいて設立された企業、内国投資法に基づく企業、外国投資法、内国投資法のどちらにも基づかない企業の株式を、それらの企業の商業生産の有無にかかわらず、購入することができる。
- (2) 上記(1)の内国投資法に基づく企業、外国投資法、内国投資法のどちらにも基づかない企業の株式の購入は、その企業の事業分野が外国資本投資に対して開放されている場合にのみ実行できる。
- (3) 上記(1)に言うところの株式の購入は、直接所有か地元の資本市場を通じて行われる。
- (4) 上記(3)に言うところの外国の法定組織による株式の直接所有は、それが関連企業の状況を改善するか、救済する場合にのみ行われる。
- (5) 上記(1)、(2)に言うところの株式の購入は、企業のステイタスに影響しない。

第10条 この政府規則の実行に必要な条項は、関連の大臣との協議の下に担当国務大臣によって規定される。

第11条 この政府規則により、外国投資法に基づく企業の株式の所有を規定した政府規則NO. 50/1993は、廃止される。

第12条 この政府規則の実施の前に設立、または、商業生産を開始している外国投資法に基づき設立された企業は、株主の同意の下にこの政府規則の条項に基づくものに変更できる。

第13条 この政府規則は、公布の日に効力を発揮する。一般への公布のため、この政府規則は、インドネシア共和国法令集にのせて発表する。

1994年5月19日
ジャカルタにて公布
大臣/国務長官 ムルディオノ

1994年5月19日
ジャカルタにて制定
インドネシア共和国
大統領 スハルト

1994年インドネシア共和国法令集 NO. 28

外国投資法に基づく企業の株式所有に関する 政府規則 NO. 20/1994の解説

全 般

世界各地に起きている政治的、経済的な変化と世界経済の国際化の動きにより、以前は、外国投資に対して門戸を閉ざしていた様々な国々が、現在、雇用機会の増大、経済活動の拡大と成長の促進の枠組みの中で外国資本に対して多くの機会を提供している。この状況は、外国投資の競争をより激しくし、投資活動を広範囲化している。

上記に述べた世界の様々な地域の多様な変化は、急激に進んでおり、それゆえに、継続的な投資の増大と生産性の推進を保証するために、多くの国々を経済効率化の促進に駆り立てている。この状況は、世界貿易に大変、厳しい競争を起こしている。

上記のような状況は、インドネシアが経済活動を発展し、増大し、社会により大きな役割を与え、金融の発展により事業部門に国家発展を新たにす努力と一致している。この役割は、投資、生産性を伸ばし、競争力を高めることにより輸出市場を広げる事にあり、これにより経済成長、雇用の増進、地域からの生産物の吸い上げ、税金による収入の増大などの複数の刺激をうみだすものである。

より競争力のある投資と世界貿易、技術移転、管理のノーハウ、資本を強化することは、公共、民間部門の参加を促し、投資を促進し、異なる地域の経済活動を伸ばす事につながる。それゆえに、外国投資により魅力的な奨励措置を与えることが必要である。

この目的を達成するために、外国投資法に基づき設立された企業の株式所有に関する条項を見直すことが必要である。

条項ごとに解説

第1条 明解

第2条

- (1) この条項における、インドネシアの法定組織とは、国有企業 (State Owned Corporations)、地方自治体が所有する企業 (Regional-administration Owned Companies)、協同組合 (Cooperatives)、その他の国営企業 (Other National Companies) を指す。
- (2) 資本投資をする目的のための、関連事業の経済の可能性、投資する資本額は、投資家によって決定される。

第3条

- (1) 明解
- (2) “有益な” とは、外国投資法に基づいて設立された会社の事業活動が、貿易、労働力、税収入、環境と国家経済に良い刺激を与えることを言う。
- (3) 更新した事業免許は、30年間与えられ、この免許をとるための必要事項は、新規に申請するより簡単である。
外国投資法の下に設立された会社の事業免許の更新は、生産品の技術面に関して工業大臣、税金面に関して大蔵大臣、輸出入に関して通商大臣、廃棄物の取扱いに関して環境大臣など、必要に応じて関連大臣の考慮の下に規定される。

第4条

- (1) 明解
- (2) 外国投資法に基づいて設立された企業の事業活動は、土地権に基づいてすでに所有されている土地の区画において、その区画が、空間割当細部計画 (Spatial Layout Detailed Plan) または、空間割当一般計画 (Spatial Layout General Plan) に割り当てられた地域・領域であればできる。

第5条 明解

第6条

- (1) インドネシア側パートナーによる株式所有の増加は、インドネシア側パートナーと外国側パートナーの合意によって行われる。
この合意は、両者共通の利益のための協力と事業活動の継続の原則の元に合意された、期間と割り当てを含む。
- (2) この規則における直接所有とは、直接配置 (Direct Placement) を意味する。

第7条

- (1) この条項におけるインドネシア法定組織とは、国有企業、地方自治体の所有する会社、協同組合、その他の国営会社を指す。外国投資法において設立された会社によって売却される株式の額は、両者に共通の利益のための協力と事業活動の継続という基本原則の

下に関係者によって成された合意事項か、地元の資本市場の条項に従う。

- (2) この記載は、外国資本会社、内国資本会社、また、そのどちらにも属さない会社の間
の区別を廃止することを意味する。

これは、事務処理の簡素化を目指したものである。ここに述べられた企業のすべては、
法的に同じ立場である。すなわちインドネシアの法定機関は、インドネシアの法律に従
う。

第8条

- (1) a. ここに規定された会社によって設立された新しい会社は外国投資法の下に設立され
た会社のステイタスを持つ。

b. 明解

- (2) ここにいう同意とは、両者に共通の利益のための協力と事業活動の継続という基本原則
の元に関係者により合意された期間と割り当てを含む。

(3) 明解

(4) 明解

第9条

- (1) 株式の買取りは、輸出促進の枠組みの中で、国際市場への機会を確立するためにインド
ネシア以外の法定組織とインドネシアの法定組織である会社との間での協力を推進する
ことにある。

(2) 明解

(3) 明解

(4) 明解

(5) 第7条第2項を参照のこと

第10条から第13条 明解

インドネシア共和国法令集付属 NO. 3552

(注) これは、非公式の仮和訳ですので、あくまでも公式発表書類の参考として御覧ください。

外国投資関連法規の手引き

摘 要

法令番号☆

Accounting(合弁企業会計):

合弁企業の財務に英語を使用できる

Menkeu No. 1171/KMK. 04/1992

Agrarian Affairs(土地基本法):

土地の所有権、利用権、開発権などの規定

Law No. 5/1960

Aviation(空港付帯事業):

空港内での倉庫、機内食、誘導、貨物/手荷物取り扱い、給油、機体整備事業の規定

Com. No. KM. 87/1990

Batam Island(バタム島関連):

- ・ 全島を保税地区に指定する
- ・ 保税区域物品搬出入に関する規定
- ・ 保税区域物品搬出入に関する手続き
- ・ Janda Berhias, Tanjung Sauh, Ngenang, Kasem, Moimoiの5島をバタム島保税地区に追加指定
- ・ Rempang, Galangの2島をバタム保税地区に追加指定

Keppres No. 41/1978

Keppres No. 22/1978

Menkeu No. 825/KMK. 00/1990

Keppres No. 56/1984

Keppres No. 28/1992

BKPM(投資調整庁関連事項-後のForeign Investmentの項も参照)

- ・ BKPMの地位、義務、機能、組織に関する規定
- ・ 投資にかかわるBKPMの管理監督業務の規定
- ・ 合弁企業の設立、拡張、変更、許可期限延長、内資企業への資本参加、内資企業への変更、内資企業と同等の資格の取得、地域代表事務所(Territorial Representative Office)の開設、資機材輸入関税の減免、付加価値税/物品税の支払い猶予、外人労働許可などに関する申請手続き
- ・ 合弁企業の持株比率、認可期限30年と延長、工業団地外の立地、港湾事業等9公共/重要分野への外資(最高95%)、子会社設立、15年後の株式現地側譲渡、100%外資企業の子会社設立、既存/設立中外資企業株式の移譲、他社株の取得、海外個人/法人外資の内資企業株式直接取得、株主構成変更と企業の内資/外資系ステータスの変更、設立登記前の株主構成変更、政令20/1994の既存企業への遡及適用

Keppres No. 25/1991

BKPM No. 11/SK/1986

BKPM No. 15/SK/1993

BKPM No. 15/SK/1994

Bonded Zone(保税地区関連事項):

- ・ 保税地区に関する基本規定
- ・ 貨物搬出入に対する付加価値税、物品税の免除
- ・ 輸入貨物の税関検査の免除
- ・ 輸入貨物の船積み前現品検査の免除
- ・ 貨物の搬出入手続き、輸入税その他の免除
- ・ 貨物の搬出入の規定(輸出実績の1/4の国内向け供給を含む)、原産地証明の発給、地区外への委託加工の規定、使用済み加工設備処分の規定
- ・ 貨物の搬出入の税関手続き、原産地証明/在庫証明の発給、保税地区外委託加工の規定

PP No. 22/1986

Keppres No. 96/1993

Keppres No. 94/1993

Keppres No. 52/1993

Menkeu No. 854/KMK. 01/93

Menkeu No. 292/KMK. 01/1994

Mendag No. 313/KP/X/1993

Menkeu No. 128/KP/VI/1994

Mendag No. 135/KP/VI/1993

☆ 法令の名称はこの後のリストを見てください。

- ・貨物の搬出入の税関手続き
- ・貨物の搬出入に関する税関手続きの詳細

Menkeu No. 711/KMK. 01/1993
SE-19/BC/1993

Building Right(建設権):
合弁企業の建設権に関する基本規定

Keppres No. 23/1980

Chicken Breeding(養鶏):
純種鶏の飼育に関する規定

Keppres No. 22/1990

Construction/Nuisance Act Permit(建築/近隣対策):
建築許可/近隣対策許可に関する手続き

Mandagri No. 7/1993

Container Terminal(コンテナターミナル):
コンテナターミナルに関する基本規定

Keppres No. 52/1987

Customs Procedure(輸出入通関手続き):

- ・輸入通関手続きの詳細
- ・輸出通関手続きの詳細

Menkeu No. 737/KMK. 00/1991
Menkeu No. 738/KMK. 00/1991

Domestic Sales(国内販売):

- ・外資系合弁製造業は製品を内資系卸業/代理店を通じて小売業にまでは売る事ができる、また資本財/部品/建材/補助原料として他の産業の加工資材として直接売ることができる
- ・外資系合弁製造業は別の合弁企業を設立して、卸売り段階まで参入できる
- ・売買代金決済に国内信用状(Local L/C)の活用

Mendag No. 376/KP/XI/1988
PP No. 36/1977

PP No. 19/1988

BI- 27/38/KEP/DIR

Electricity(電力事業の民活):

- ・電力事業基本法
- ・民間資本による電力事業の基本規定
- ・資本財輸入税優遇措置
- ・輸入資本財の付加価値税、物品税の優遇措置
- ・民活電力事業プロジェクトの必要手続きの詳細
- ・民活電力会社の権利義務、需要家の権利義務、供給契約に関する基本規定

Law No. 15/1985
Keppres No. 37/1992
Menkeu No. 128/KMK. 00/1993
SE-09/PJ. 321/1993
Mines No. 02P/WPE/93
Mines No. 02P/451/WPE/91

Environment(環境関連事項):

- ・環境問題審査(AMDAL)の対象分野と必要手続き
- ・産業公害防止に関する基本規定

PP No. 51/1993
Men-Ind No. 12/M/SK/I/78

EPTE(保税指定施設):

- ・EPTEの決定、搬入貨物の船積前検査の免除、輸入税の免除、EPTE間の貨物移動にたいする付加価値税/物品税の免除
- ・EPTEの現行の定義
- ・貨物搬出入に対する付加価値税/物品税の免除
- ・搬出入貨物に対する諸税の免除、EPTEの認定、EPTEの対象となる企業の定義、申請手続き、EPTE企業の義務、船積前/搬入時検査の免除、搬出入所要手続き、廃品処理規定
- ・材料の5%以内の副産物/スクラップ/屑の輸出義務の免除
- ・輸出実績の最高25%のインドネシア国内供給、/原産地証明の発給、委託加工の規定、加工設備機械の搬出入の規定

Keppres No. 53/1993

Keppres No. 95/1993

Keppres No. 96/1993

Menkeu No. 855/KMK. 01/1993

Menkeu No. 131/KMK. 00/1993

Mendag No. 134 /KP/VI/1993

Mendag No. 127/KP/VI/1994

Menkeu No. 293/KMK. 01/1994

Export Trade(輸出業務関連):

- ・ 輸出業務に関する基本規定
- ・ SUCOFINDOに対する輸出検査業務の委任
- ・ 輸出品の製造に使った輸入材料の申告手続き
- ・ 合弁も含めた外資系製造業は自己の製品のみならず他企業の製品も輸出できる

SKB No. 135/KPB/V/1986
No. 316/ KMK. 01/1986
No. 160/M/SK/5/1986
Menkeu No. 857/KMK. 01/1993
Menkeu No. 856/KMK. 01/1993
PP No. 24/1987
Mendag No. 335/KP/XII/1987

Fishery(漁業、養殖):

漁業、養殖業に関する基本規定

Mentan No. 815/Kpts/IK. 120/
11/1990

Foreign Investment(前記BKPMの項も参照):

- ・ 外国直接投資に関する基本規定
- ・ 外資の株式保有比率、内資側への譲渡、外資企業の認可/延長期限に関する規定、港湾、発電、送配電、通信、空輸、海運、鉄道、上水道、原子力発電、マスメディア事業への、合弁形式による参入開放、内資企業の株式の取得、工業団地/保税地区内立地の奨励、本政令の認可済み企業に対する遡及適用
- ・ 合弁企業の設立認可、輸入税/付加価値税/物品税の減免、労働許可、恒久営業許可、立地許可、建設許可、近隣対策許可、投資案件の具体化推進とその監督、認可の取り消しなどに関する基本規定
- ・ 合弁企業の許可期限30年、拡張投資による延長期間30年の規定
- ・ 75%以上の株式をインドネシア側が保有する合弁企業、51%以上の株式を公開して居る合弁企業、51%以上をインドネシア側が保有しなおかつ20%以上を公開している合弁企業は内資企業の同等の取り扱いを受ける
- ・ 上記の規定に該当する合弁企業は卸/代理店業に従事できる

Law No. 1/1967
PP No. 20/1994

Keppres No. 97/1993

PP No. 09/1993
Keppres No. 17/1986

Mendag No. 185/KP/VI/1986

Import Duty(輸入税):

- ・ 輸入貨物に追加関税が課される事がある
- ・ 輸出品に対する支払済輸入税の払い戻し規定と手続き
- ・ 輸出品の製造に要する輸入品の輸入税免除規定とその手続き
- ・ 輸入関税減免の特典を受けられない資本財の品目

PP No. 47/1986
SKB No. 314/KMK. 01/1985
No. 133/KPB/V/1986
No. 19/3/KEP/GBI
SKB No. 315/KMK. 01/1986
No. 134/KPB/V/1986
No. 19/1/KEP/GBI
BKPM No. 15/SK/1989

Import of Used Equipment(使用済み設備の輸入):

輸入禁止使用済み機械リスト

Mendag No. 311/KP/X/1993

Import Prohibition(輸入禁止):

輸入禁止品目リスト

Mendag No. 29/KP/1982

Import Trade(輸入業務関連):

- ・ 輸入規制品目とその登録輸入業者、登録輸入業者申請手続き
- ・ 輸入税/輸入課徴金/付加価値税等の徴収手続き

Mendag No. 309/KP/X/1993
Menkeu No. 1147/KMK. 01/1992

Income Tax(法人/個人所得税):

- ・ 法人/個人所得税法
- ・ 特定13州への投資に対する租税優遇措置

Law No. 7/1983
Menkeu No. 747/KMK. 04/1990

Industrial Estate(工業団地):

- ・ 工業団地に関する基本規定
- ・ 用地手当と土地権利書発給に関する規定
- ・ 用地確保の認定と立地/造成/地権/登録申請手続き
- ・ 工業団地認可手続き

- ・ 上記手続きの一部変更

- ・ 建設許可/近隣対策許可/入居許可申請手続き
- ・ 工業団地用の土地利用に関する規定
- ・ 20ヘクタール以上の工業用地を所有する加工工業は工業団地操業の事業認可を取ることができる
- ・ 工業団地の一部又は全部を保税区域に指定する規定
- ・ 工業団地が保税区域の認定を受けるための規定と手続き

Keppres No. 53/1989
Nas-Land No. 18/1989
Nas-Land No. 19/1989
Men-Ind No. 291/W/SK/10/
1989
Men-Ind No. 230/W/SK/10/
1993
Mandagri No. 5/1992
Keppres No. 33/1990
Keppres No. 98/1993

PP No. 14/1990PP No. 22/1986
Men-Ind No. 30/W/SK/4/1991
& 231/W/SK/10/1993

Industrial License(工業ライセンス):

- ・ 工業ライセンスに関する基本規定
- ・ 工業ライセンス簡素化に関する規定

PP No. 13/1987
Keppres No. 16/1987

Land Title(土地権):

- ・ 外資系合弁企業の業務用・建設用土地権利用に関する規定(有効期限35年、延長期限25年)
- ・ 用地の手当、立地許可、土地権の延長/更新の申請手続き

Keppres No. 34/1992
Nas-Land NO. 6/1992

Livestock Breeding(牧畜業):
牧畜業の基本規定と申請手続き

Mentan No. 362/Kpts/TN. 120
/5/1990 &

Location Permit(立地許可):
立地許可/土地権の申請手続き

Nas-Land No. 2/1993

Manpower(就業関連):

- ・ 外人労働許可発給の基本規定
- ・ 外人労働許可取得手続き

- ・ 輸出企業の外人雇用の規定

- ・ 雇用者(企業/事務所等)の雇用計画と外人雇用許可の規定

Menaker No. Per-03/Men/1990
Menaker No. Kep. -416/Men/
1990
Menaker No. Kep. 1902/Men/
1987
Menaker No. Per-04/1984

Mining(鉱山):

- ・ 鉱業基本法
- ・ 鉱業基本法の施行細則
- ・ 戦略鉱物、重要鉱物、その他の鉱物の分類指定
- ・ 国営石炭会社と民間契約者間の生産分与協定に関する基本規定
- ・ 炭鉱開発協力協定に基づいてP. T. Tambang Batubara Bukit Asamの契約者になる企業の必要手続き

Law No. 11/1967
PP No. 32/1969
PP No. 27/1980
Keppres No. 49/1981
Mines No. 03P/036/MPE/93

Negative List(外資参入閉鎖分野リスト):
現行外資参入閉鎖分野リスト

Keppres No. 54/1993

Patent Right(特許権):
特許権の申請手続き

PP No. 34/1991

Property Tax(固定資産税):

特定13州での固定資産税を8年間半額とする

Menkeu No. 748/KMK. 04/1990

Reginal Representative Office(地域代表事務所):

- ・ 地域代表事務所の基本規定
- ・ 地域代表事務所に関する規定と申請手続き

Keppres No. 53/1987

BKPM No. 1/SK/1988

Research and Development(研究開発):

企業の研究開発費の非課税規定

Menkeu No. 769/KMK. 04/1990

SE-22/PJ. 31/1990

Shipping(海運):

船会社設立/運行許可申請手続き

Com. No. KM 79/1988

Com. No. KM 4/1990

Shrimp Breeding(えび養殖):

えび養殖業の制限規定

Mentan No. 334/Kpts/IK. 210
/6/1986

Stock Exchange(株式市場):

- ・ 株式上場に関する規定
- ・ 株式店頭取引に関する規定
- ・ 外国投資家は公開株式の49%まで買える

Menkeu No. 859/KMK. 01/1987

Menkeu No. 862/KMK. 01/1987

Menkeu No. 1055/KMK. 013/
1989

Telecommunication(通信):

- ・ 外資合弁企業の通信事業参入
- ・ 通信事業基本規定

Com. No. KM39/KS002/MPPT-93

Law No. 3/1989

Tourism(旅行/観光):

- ・ 観光事業認可簡素化についての大統領指導要綱
- ・ 観光振興基本法
- ・ 旅行社/旅行代理店の基本規定

Keppres No. 7/1987

Law No. 9/1990

Com. No. KM. 10/PW102/MPP93

Trade Mark(商標):

- ・ 商標登録法
- ・ 商標登録の対象となる物とサービスの分類

Law No. 19/1992

PP No. 24/1993

Transfer Price(移転価格):

移転価格の徴税上の取り扱い

SE-04/PJ. 7/1993

Transportation(輸送):

- ・ 貨物取扱業に関する基本規定
- ・ 海運業に関する基本規定

Com. No. KM 10/1988

PP No. 17/1988

Toll Road(有料道路):

有料道路建設プロジェクトに外資の参加を認める

Keppres No. 25/1987

Value Added Tax(付加価値税):

- ・ 付加価値税・物品税の基本規定
- ・ 輸入生産財の付加価値税支払い猶予規定と手続き
- ・ 輸出品生産用の機械、物資、原料の取引高税/物品税の還付規定と手続き
- ・ 輸出加工に要する鋳型/容器の付加価値税免除
- ・ 輸出加工用物資/原料の付加価値税優遇措置

Law No. 8/1983

Menkeu No. 577/KMK. 00/1989

Menkeu No. 310/KMK. 01/1988

Keppres No. 49/1988

Keppres No. 51/1987

- ・ 輸入生産財の付加価値税/物品税優遇措置
- ・ 現在の物品税課税対象品目と税率
- ・ 保税地区/EPTE搬出入にかかわる付加価値税の免除/還付

Keppres No. 37/1986
SE-30/PJ. 24/1985
PP No. 36/1993
Menkeu 296/KMK. 04/1994
SE-14/PJ. 52/1994

法令番号	法令の名称
Law No. 5/1960	Law No. 5 of 1960 Concerning Basic Regulation for Agrarian Affairs (24 September 1960)
Law No. 1/1967	Law No. 1 of 1967 Concerning Foreign Investment (10 January 1967)
Law No. 11/1970	Law No. 11 of 1970 Concerning Basic Mining Regulations (2 December 1967)
Law No. 7/1983	Law No. 7 of 1983 Concerning Income Tax (31 December 1977)
Law No. 8/1983	Law No. 8 of 1983 Concerning Value Added Tax on Goods and Services and Sales Tax on Luxury Goods (31 December 1977)
Law No. 15/1985	Law No. 15 of 1985 Concerning Electricity (30 December 1985)
Law No. 3/1989	Law No. 3 of 1989 Concerning Telecommunication (11 April 1989)
Law No. 9/1990	Law No. 9 of 1990 Concerning Tourism (18 October 1990)
Law No. 19/1992	Law No. 19 of 1992 Concerning Trademarks (28 August 1992)
PP No. 32/1969	Government Regulation No.32/1969 Concerning Implementation of Law No 11 Year 1967 Concerning Basic Provisions on Mining (Official Gazette of the Republic of Indonesia Year 1967 No. 22 Supplement to Official Gazette No. 2831) (31 December 1969)
PP No. 36/1977	Government Regulation No.36/1977 Concerning Terminating Foreign Undertaking Activities in the Sector of Trade (29 December 1977)
PP No. 27/1980	Government Regulation No.27/1980 Concerning Classification of Minerals (15 August 1980)
PP No. 22/1986	Government Regulation No. 22 of 1986 Concerning Bonded Zones (6 May 1986)
PP No. 47/1986	Government Regulation No. 47 of 1986 Concerning Additional Import Duty on Import Goods (25 October 1986)
PP No. 13/1987	Government Regulation No. 13 of 1987 Concerning Industrial Undertaking Licenses (3 June 1987)
PP No. 24/1987	Government Regulation No. 24 of 1987 Concerning Foreign Capital Investments in Export Trade (22 December 1987)
PP No. 17/1988	Government Regulation No. 17 of 1988 Concerning the Operation and Management of Sea Transportation (21 November 1988)
PP No. 19/1988	Government Regulation No. 19 of 1988 Concerning the Amendment to Government Regulation No. 36 of 1977 on the Termination of Foreign Business Activities in the Trade Sector (21 November 1988)
PP No. 14/1990	Government Regulation No. 14 of 1990 Concerning Amendment to Government Regulation No. 22 of 1986 Re Bonded Zones (25 May 1990)
PP No. 34/1991	Government Regulation No. 34 of 1991 Concerning Procedure of the Application for Patent Rights (11 June 1991)
PP No. 09/1993	Government Regulation No. 09 of 1993 Concerning the Amendment of Government Regulation No. 24/1986 Concerning the Period of the Licence for Foreign Capital Investment Companies (17 February 1993)
PP No. 24/1993	Government Regulation No. 24 of 1993 Concerning the Categories of Goods or Services for Trade Mark Registration (31 March 1993)

PP No. 36/1993	Government Regulation No. 36 of 1993 Concerning the Amendment of Government Regulation No. 22 1985 on the Implementation of the Value Added Tax Law Of 1984 as Already Several Times Amended, the Latest by Government Regulation No. 76/1991 (10 June 1993)
PP No. 51/1993	Government Regulation No. 51 of 1993 Concerning Analysis of Impacts of the Environment (23 October 1993)
PP No. 20/1994	Government Regulation No. 20 of 1994 Concerning the Requirements for Share Ownership in Foreign Capital Investment Companies (19 May 1994)
Keppres No. 22/1978	Presidential Decree No. 22 of 1978 Concerning Procedure for Taking In and Taking Out and Removing Goods Into and out of Bonded Warehouse Operation in Batam Island Industrial Zone (26 July 1978)
Keppres No. 41/1978	Presidential Decree No. 41 of 1978 Concerning Appointing the Whole Batam Island Industrial Zone as Bonded Warehouse Operation area (24 November 1978)
Keppres No. 23/1980	Presidential Decree No. 23 of 1980 Concerning Utilization of land under the Right for Undertaking and Building Right for the Purpose of Joint Venture within the Frame of Foreign Investment (20 March 1980)
Keppres No. 49/1981	Presidential Decree No. 49 of 1981 Concerning Principal Provisions of Production Share Agreement for Undertaking Coal Mining Between State Coal Mining Enterprise and Private Contractor (28 October 1981)
Keppres No. 56/1984	Presidential Decree No. 56 of 1985 Concerning the Addition Operational areas to the Batam Island Industrial Zone and their Stipulation as Bonded Warehouses Business areas (18 September 1984)
Keppres No. 17/1986	Presidential Decree No. 17 of 1986 Concerning Requirements on National Share Ownership in Foreign Investment Companies for the Granting of Equal Treatment with Domestic Investment Companies (6 May 1986)
Keppres No. 37/1986	Presidential Decree No. 37 of 1986 Concerning Suspension of the Payment of Value Added Tax and Sales Tax on Luxury Goods on the Import of Capital Goods by Certain Companies (13 August 1986)
Keppres No. 7/1987	Presidential Decree No. 7 of 1987 Concerning Simplification of Licensing and Retribution in the Tourism Undertaking Sector (22 December 1987)
Keppres No. 16/1987	Presidential Decree No. 16 of 1987 Concerning the Simplification of Industrial Licensing (10 June 1987)
Keppres No. 25/1987	Presidential Decree No. 25 of 1987 Concerning the Performance of Part of the Tasks of Operating Tollroads by Joint Venture (20 July 1987)
Keppres No. 51/1987	Presidential Decree No. 51 of 1987 Concerning Imposition of Import Value Added Tax on Commodities and Materials Related to Export (22 December 1987)
Keppres No. 52/1987	Presidential Decree No. 52 of 1987 Concerning Container Terminal (22 December 1987)
Keppres No. 53/1987	Presidential Decree No. 53 of 1987 Concerning Regional Representatives Office of Foreign Companies (24 December 1987)
Keppres No. 49/1988	Presidential Decree No. 49 of 1988 Concerning the Imposition of Value Added Tax on the Import of Certain Moulds and Dies as well as Receptacles/ Casks/Containers for Export Goods (21 November 1988)
Keppres No. 53/1989	Presidential Decree No. 53 of 1989 Concerning the Industrial Estates (27 October 1989)
Keppres No. 22/1990	Presidential Decree No. 22 of 1990 Concerning Promotion of Pedigree Chicken Breeding Business (28 May 199)

Keppres No. 33/1990	Presidential Decree No. 33 of 1990 Concerning the Use of Land for Development of Industrial Estate (25 July 1990)
Keppres No. 25/1991	Presidential Decree No. 25 of 1991 Concerning the Position, Duties, Functions and Organisational Compositions of the Capital Investment Coordinating Board (2 July 1991)
Keppres No. 28/1992	Presidential Decree No. 28 of 1992 Concerning Addition of Operational Areas of the Batam Island Industrial Estate and their Stipulation as a Bonded Zone (19 June 1992)
Keppres No. 34/1992	Presidential Decree No. 34 of 1992 Concerning the Utilisation of Land under Land Titles for Business Operation and Land Titles for Building Construction for Joint Ventures within the Framework of Foreign Capital Investment (6 July 1992)
Keppres No. 37/1992	Presidential Decree No. 37 of 1992 Concerning the Supply of Electricity by the Private Sector (9 July 1992)
Keppres No. 52/1993	Presidential Decree No. 52 of 1993 Concerning the Inspection of Import Goods Entering Bonded Zones (10 June 1993)
Keppres No. 53/1993	Presidential Decree No. 53 of 1993 Concerning the Customs Facilities and Relief of Taxation and Import Regulations for Export Oriented Production Entrepots (EPTE) (10 June 1993)
Keppres No. 54/1993	Presidential Decree No. 54 of 1993 Concerning the Negative List of Capital Investments (10 June 1993)
Keppres No. 94/1993	Presidential Decree No. 94 of 1993 Concerning the Amendment of Presidential Decree No. 52/1993 on the Inspection of Import Goods Entering Bonded Zones (23 October 1993)
Keppres No. 95/1993	Presidential Decree No. 95 of 1993 Concerning the Amendment of Presidential Decree No. 53/1993 on Customs Facilities and Relief of Taxation and Import Regulations for Export Oriented Production Entrepots (EPTE) (23 October 1993)
Keppres No. 96/1993	Presidential Decree No. 96 of 1993 Concerning Value Added Tax and Sales Tax on Luxury Goods on the Delivery of Taxable Goods to, from and Between Bonded Zones and Export Oriented Production Entrepots (EPTE) (23 October 1993)
Keppres No. 97/1993	Presidential Decree No. 97 of 1993 Concerning the Procedures for Capital Investments (23 October 1993)
Keppres No. 98/1993	Presidential Decree No. 98 of 1993 Concerning the Amendment of Presidential Decree No. 53/1989 on Industrial Estates (23 October 1993)
BKPM No. 11/SK/1986	Decision of the Chairman of the Investment Coordinating Board (BKPM) No. 11/SK/1986 Concerning the Procedures of Supervision and Control of Capital Investment (6 May, 1986)
BKPM No. 01/SK/1988	Decision of the Chairman of the Investment Coordinating Board (BKPM) No. 01/SK/1988 Concerning the Provisions for the Implementation of Presidential Decree Number 53 of 1987 Re Foreign Companies Representative Office (10 February 1988)
BKPM No. 15/SK/1989	Decision of the Chairman of the Investment Coordinating Board (BKPM) No. 15/SK/1989 Concerning The List of Capital Goods without Import Duty Facilities (19 September 1989)
BKPM No. 17/SK/1991	Decision of the Chairman of the Investment Coordinating Board (BKPM) No. 17/SK/1991 Concerning the Amendment of the Decision of the Chairman of the Investment Coordinating Board Number: 17/SK/1986 Re Provisions on the Participation of Foreign Shares in Already Established Companies (26 November 1991)

BKPM No. 15/SK/1993	Decision of the Chairman of the Investment Coordinating Board (BKPM) No. 15/SK/1993 Concerning Application Procedures for Domestic Capital Investment and Foreign Capital Investment (23 October 1993)
BKPM No. 15/SK/1994	Decision of the Chairman of the Investment Coordinating Board (BKPM) No.15/SK/1994 Concerning Implementation Provisions on Shares Ownership/ Share – Holding in Companies, Established in the Framework of Foreign Capital Investment (29 July 1994)
Mendag No. 29/KP/I/1982	Decree of the Minister of Trade and Cooperative No. 29/Kp/I/1982 Concerning Prohibition to Import Various Kinds of Commodities/Goods (18 January 1982)
Mendag No.185/KP/VI/1986	Decree of the Minister of Trade Number 185/KP/VI/86 Concerning the Granting of the Same Treatments to Foreign Investment Companies as Those Given to Domestic Investment Companies (4 June 1986)
Mendag No.335/KP/XII/1987	Decree of the Minister of Trade Number 335/KP/XII/87 Concerning the Implementation of Government Regulation Number 24 of 1987 on the Foreign Investment Activities in the Filed of Export Trade (23 December 1987)
Mendag No.376/KP/XI/1988	Decree of the Minister of Trade Number 376/KP/XI/88 Concerning the Amendment to Decree of the Minister of Trade No. 77/KP/III/78 Re the Provision on Limited Trade Activities of Production Companies Working Under Investment (21 November 1988)
Mendag No.134/KP/VI/1993	Decree of the Minister of Trade Number 134/KP/VI/93 Concerning Entry and Clearance of Commodities to and from Production Entrepots for Export Purposes (APTE) (10 June 1993)
Mendag No.135/KP/VI/1993	Decree of the Minister of Trade Number 135/KP/VI/93 Concerning Entry and Clearance of Goods to and from Bonded Zones (10 June 1993)
Mendag No.309/KP/X/1993	Decree of the Minister of Trade Number 309/KP/X/93 Concerning Goods of which the Import Trade Procedure is Regulated (23 October 1993)
Mendag No.311/KP/X/1993	Decree of the Minister of Trade Number 311/KP/X/93 Concerning on Simplification of Importation of Machinery, Machinery Equipment and other Capital Goods in Used/Second – Hand Condition (23 October 1993)
Mendag No.127/KP/VI/1994	Decree of the Minister of Trade Number 127/KP/VI/94 Concerning the Entry of Goods into and the Release of Goods from Export – Oriented Production Entrepots (EPTE) (27 June 1994)
Mendag No.128/KP/VI/1994	Decree of the Minister of Trade Number 128/KP/VI/94 Concerning the Entry of Goods into and the Release of Goods from Bonded Zones (27 June 1994)
Menkeu No.859/KMK.01/1987	Decree of the Minister of Finance No. 859/KMK.01/1987 Concerning Issuance of Securities Through Stock Exchange (23 December 1987)
Menkeu No.862/KMK.01/1987	Decree of the Minister of Finance No. 862/KMK.01/1987 Concerning Issuance and Jobbing of Shares in over the Counter Stocks Exchange (23 December 1987)
Menkeu No.310/KMK.01/1988	Decree of the Minister of Finance No. 310/KMK.01/1988 Concerning Prepayment of the Settlement of Value Added Tax and or Sales Tax on Luxury Goods on the Purchase of Machines, Goods and Materials that are used in the Manufacture of Export Products (29 February 1988)
MenkeuNo.577/KMK.00/1989	Decree of the Minister of Finance No. 577/KMK.00/1989 Concerning the Postpenement of Value Added Tax Payment on the Importation or Acquisition of Certain Capital Goods (29 May 1989)
MenkeuNo.1055/KMK.013/89	Decree of the Minister of Finance No. 1055/KMK.013/1989 Concerning Purchase of Shares by Foreign Investors through the Capital Market (16 September 1989)

MenkeuNo.747/KMK.04/1990	Decree of the Minister of Finance No. 747/KMK.04/1990 Concerning the Income Tax Treatment for Investments in Certain Regions (28 June 1990)
MenkeuNo.748/KMK.04/1990	Decree of the Minister of Finance No. 748/KMK.04/1990 Concerning the Imposition of Tax on Land and Buildings on Investments in Certain Regions (28 June 1990)
MenkeuNo.769/KMK.04/1990	Decree of the Minister of Finance No. 769/KMK.04/1990 Concerning Tax Treatment of the Costs for Research and Development Conducted by Companies (4 July 1990)
MenkeuNo.825/KMK.00/1990	Decree of the Minister of Finance No. 825/KMK.00/1990 Concerning the Sending of Goods Into and from Bonded Zones in the Industrial Zone of the Batam Island (30 July 1990)
MenkeuNo. 737/KMK.00/1991	Decree of the Minister of Finance No. 737/KMK.00/1991 Concerning Customs Procedure in the Import Sector (29 July 1991)
Menkeu No.738/KMK.00/1991	Decree of the Minister of Finance No. 738/KMK.00/1991 Concerning Customs Procedure in the Export Sector (29 July 1991)
Menkeu No.1147/KMK.01/92	Decree of the Minister of Finance No. 1147/KMK.01/1992 Concerning the Procedure for Collection of Import Duty/Import Surcharge, Exercise as well as Value Added Tax, Sales Tax Luxury Goods, Income Tax – Article 22 within the Framework of Imports which are not Paid or Underpaid (28 October 1992)
Menkeu No.1171/KMK.04/92	Decree of the Minister of Finance No. 1171/KMK.04/1992 Concerning the Keeping of Accounts in a Foreign Language and a Foreign Currency for Companies within the Framework of Foreign Capital Investments, Working Contracts and Production Sharing Contracts (5 November 1992)
Menkeu No.128/KMK.00/93	Decree of the Minister of Finance No. 128/KMK.00/1993 Concerning the Granting of Import Facilities to the Import of Capital Goods for the Business of Electrical Power Supply by the Private Sector (10 Feb.1993)
Menkeu No.131/KMK.00/93	Decree of the Minister of Finance No. 131/KMK.00/1993 Concerning Entrepot for the Production of Export Goods (13 February 1993)
Menkeu No.711/KMK.01/93	Decree of the Minister of Finance No. 711/KMK.01/1993 Concerning the Improvement of the Decree of the Minister of Finance No.647/ KMK.01/1993 on the Customs Procedure for the Entry of Goods into and the Release of Goods from Bonded Zones (12 July 1993)
Menkeu No.854/KMK.01/93	Decree of the Minister of Finance No. 854/KMK.01/1993 Concerning the Customs Procedure for the Entry of Goods Into and the Release of Goods from Bonded Zones (23 October 1993)
Menkeu No.855/KMK.01/93	Decree of the Minister of Finance No. 855/KMK.01/1993 Concerning Export – Oriented Production Entrepots (EPTE) (23 October 1993)
Menkeu No.856/KMK.01/93	Decree of the Minister of Finance No. 856/KMK.01/1993 Concerning Procedure of Submission of Export Reports for Ex– Import Goods and Material, used in the Manufacture of Export Goods and the Application Forms (23 October 1993)
Menkeu No.857/KMK.01/93	Decree of the Minister of Finance No. 857/KMK.01/1993 Concerning Appointment of Surveyor to Conduct Inspection of Export Goods (23 October 1993)
Menkeu No.289/KMK.01/94	Decree of the Minister of Finance No. 289/KMK.01/1994 Concerning the Exemption from Import Duty on Certain Basic Materials for the Manufacture of Heavy Duty Equipment Parts and on Certain Parts for the Assembling of Heavy Duty Equipment (27 June 1994)

Menkeu No.292/KMK.01/94	Decree of the Minister of Finance No. 292/KMK.01/1994 Concerning the Improvement of Decree of the Minister of Finance Number:854/KMK.01/1993 Concerning the Customs Procedure for the Entry of Goods into and the Release of Goods from Bonded Zones (27 June 1994)
Menkeu No.293/KMK.01/94	The Improvement of Decree of the Minister Of Finance Number:855/KMK.01/1993 Concerning Export – Oriented Production Enterpots (EPTE) (27 June 1994)
Menkeu No.296/KMK.04/94	Decree of the Minister of Finance No. 296/KMK.04/1994 Concerning The Crediting of Input Tax (27 June 1994)
SE–30/PJ.24/1985	Circular Letter of the Director General of Taxes No. SE–30/PJ.24/1985 Concerning Exemption from the PPh Article 22 Import on the Importation of Capital Goods of PMA and PMDN Companies (4 September 1985)
SE–22/PJ.31/1990	Circular of the Director General of Taxes No.SE–22/PJ31/1990 Concerning Treatment of Taxation on Cost of Research and Development, Spent by a Company (17 July 1990)
SE–04/PJ.7/1993	Circular of the Directorate General of Taxation No.SE–04/PJ.7/1993 Concerning Directives for the Handling of Transfer Pricing Cases (Serial TP–1) (9 March 1993)
SE–09/PJ.321/1993	Circular of the Director General of Taxation No. SE–09/PJ.321/1993 Concerning The Granting Of Facilities Of Value Added Tax/Sales Tax On Luxury Goods and Income Tax article 22/Imports to the Import of Capital Goods within the Framework of Power Supply by the Private Sector (26 April 1993)
SE–19/BC/1993	Circular of the Director General of Customs and Excise No.SE–19/BC/1993 Concerning the Procedure for the Entry of Goods Into and the Release of Goods from Bonded Zones (14 August 1993)
Men–Ind No.12/M/SK/I/78	Decree of the Minister of Industry No. 12/M/SK/I/1978 Concerning Preventing and Surmounting Environment Polution as the Result of Industrial Undertakings (26 January 1978)
Men–Ind No.291/M/SK/10/89	Decree of the Minister of Industry No. 291/M/SK/10/1989 Concerning the Procedure for the Licensing and the Technical Standards of Industrial Estate (28 October 1989)
Men–Ind No. 30/M/SK/4/1991	Decree of the Minister of Industry No. 230/M/SK/4/1990 Concerning the Provisions on and the Procedure for the Determination of Industrial Estates Entitled to the Status of Bonded Zones (30 April 1991)
Men–Ind No.230/M/SK/10/93	Decree of the Minister of Industry No. 230/M/SK/10/1993 Concerning the Amendment of the Decree of the Minister of Industry Number 291/M/SK/10/1989 on the Procedure for the Licensing and the Technical Standards of Industrial Estates (23 October 1993)
Menaker No.Per–04/Men/84	Decree of the Minister of Manpower No. Per–04/Men/1984 Concerning Manpower Planning and Licence to Employ Foreign Manpower Visa Holders (Expatriates) (1 Sept. 1984)
Menaker No.Kep.1902/Men/87	Decree of the Minister of Manpower No. Kep.1902/Men/1987 Concerning the Opportunity of Employing Expatriates Visa Holders for Companies of which a Large Part of their Products are Exported (23 December 1987)
Menaker No.Per–03/Men/1990	Decree of the Minister of Manpower No. Per–03/Men/1990 Concerning the Issuance of a Permit to Employ Expatriate Personnel (14 June 1990)
Menaker No.Kep–416/Men/90	Decree of the Minister of Manpower No. Kep–416/Men/1990 Concerning the Implementation Directives of the Regulation of the Minister of Manpower Number :Per–03/Men/1990 on the Issuance of a Permit to Employ Expatriate Personnel (2 August 1990)

Nas-Land No. 18/1989	Decision of the Head of the National Land Agency No. 18/1989 Concerning the Supply of Land and the Issuance of the Land Title for Industrial Estate Corporations (28 October 1989)
Nas-Land No. 19/1989	Decision of the Head of the National Land Agency No. 19/1989 Concerning the Procedure for the Application for and Granting of Confirmation on Land Reserves Licence for Location and Land Clearance, Land Title and Land Registration for Industrial Estates (31 October 1989)
Nas-Land No. 6/1992	Decision of the Head of the National Land Agency No. 6/1992 Concerning the Procedure for Companies to obtain Reservation of Land, Location, Permits, for the Granting, Extension and Renewal of Titles on Land and the Issuance of its Certificates (6 July 1992)
Nas-Land No. 2/1993	Decision of the Head of the National Land Agency No. 2/1993 Concerning Procedure of Acquiring Location License and Right on Land for Companies in the Framework of Capital Investment (23 October 1993)
Mandagri No. 5/1992	Decree of the Minister of Home Affairs No. 5/1992 Concerning the Land Site Plan and Regulations on the Management of Industrial Estate and the Procedure for the Granting of the Building Construction Licence (IMB) and the Nuisance Act (UUG) Licence to Companies Located in Industrial Estates (29 June 1992)
Mandagri No. 7/1993	Decree of the Minister of Home Affairs No. 7/1993 Concerning Licenses to Construct Buildings and Disturbance Law Permits for Industrial Companies (23 October 1994)
Mentan No.334/Kpts/IK.210/6/1986	Decree of the Minister of Agriculture No. 334/Kpts/IK.210/6/1986 Concerning Development of Shrimp Breeding/Culture under Nucleus Ponds and Smallholders (TIR) Pettern (4 June 1986)
Mentan No.362/Kpts/TN.120/5/1990	Decree of the Minister of Agriculture No. 362/Kpts/TN.120/5/1990 Concerning Provisions and Procedures for the Implementation of Livestock Breeding Business Licensing and Registration (28 May 1990)
Mentan No.815/Kpts/IK.120/11/1990	Decree of the Minister of Agriculture No. 815/Kpts/IK.120/11/1990 Concerning Fishery Business Licensing (1 Nov. 1990)
Com. No.KM 10/1988	Decree of the Minister of Communications No.KM 10/1988 Concerning Transportation Management Services (26 February 1968)
Com. No.KM 79/1988	Decree of the Minister of Communications No.KM 79/1988 Concerning the Prosedure for the Application and Granting of a Business License to Shipping Companies and the Operation of Sea Transportation (21 Nov.1988)
Com. No.KM 4/1990	Decree of the Minister of Communications No.KM 4/1990 Concerning the Amendment to Several Articles of and Attachments to the Decree of the Minister of Communications No. KM 79/1988 on the Procedure for Application and Granting of the Business Licence for Shipping and Sea Transport Companies (8 February 1990)
Com. No.KM 87/1990	Decree of the Minister of Communications No.KM 87/1990 Concerning Business Supporting Aviation Activities in Airport areas (8 September 1990)
Com.No.KM10/PW102/Mpp/93	Decree of the Minister of Communications No.KM10/PW102/MPP-93 Concerning Stipulations on the Business of Travel Bureaus and Travel Agencies (13 January 1993)
Com.No.KM39/KS002/MPPT-93	Decree of the Minister of Communications No.KM39/KS002/MPPT-93 Concerning Co-Operation in the Operation of Basic Telecommunication Services (27 Feb. 1993)
Mines No.02P/451/MPE/91	Decree of the Minister of Mines and Energy No.02P/451/MPE/1991 Concerning Relationship between Holders of Concession Electrical Power Affairs and Holders of Business Permits in Electrical Power Affairs for Public Interests, and the Cummunity (26 April 1991)

Mines No.02P/MPE/93	Decree of the Minister of Mines and Energy No.02P/MPE/1993 Concerning the Implementation of the Business Electric Power Supply by Private Companies and Co- Operatives in the Interest of the Public (24 Feb.1993)
Mines No.03P/036/MPE/93	Decree of the Minister of Mines and Energy No.03P/036/MPE/1993 Concerning Cooperation between Pertamina and Private Companies in Oil and Gas Refining and Processing (27 February 1993)
BI No. 27/38/Kep/Dir/94	Decision of the Board of Directors of Bank Indonesia No. 27/38/Kep/Dir/94 Concerning the Local Letter of Credit (30 June 1994)
SKB No. 135/KPB/V/1986 No.316/KMK.01/1986 No.160/M/SK/5/1986	Joint Decree of the Minister of Trade, the Minister of Finance, and the Minister of Industry No. 135/KPB/V/86, No.316/KMK.01/1986, No.160/M/SK/5/1986, Concerning Facilities of Trade for the Promotion of Non- Oil/Gas Exports (6 May 1986)
SKB No. 314/KMK.01/1985 No.133/KPB/V/1986 No.19/3/KEP/GBI	Joint Decree of the Minister of Finance, the Minister of Trade, and the Governor of Bank Indonesia No. 314/KMK.01/86, No.133/KPM/V/1986, No. 19/KEP/GBI Concerning Procedure and Requirements of Import Duty Restitution on Imported Goods and Materials used for the Manufacturing of Export Commodities (6 May 1986)
SKB No. 315/KMK.01/1986 No.134/KPB/V/1986 No.19/4/KEP/GBI	Joint Cadree of the Minister of Finance, the Minister of Trade, and the Governor of Bank Indonesia No. 315/KMK.01/86, No.134/KPB/V.1986, No.19/ GBI Concerning Procedure and Requirements of Import Duty Exemption on Imported Goods and Maretils used for the Manufacturing of Export Commodities (6 May 1986)



ASEAN CENTRE

国際機関 アセアンセンター
(東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター)
〒104 東京都中央区銀座4丁目10番3号 セントラルビル
TEL (03)3546-2031 FAX (03)3546-9050

JICA